

後期高齢者医療保険料減免額の計算例 1

・・・6月下旬にお送りしたリーフレットに記載されている例です。

【世帯例】

75歳以上の夫婦の世帯で、主たる生計維持者の夫の給与収入が10分の3以上減少する見込みの場合

(令和3年度の給与収入 170万円 → 令和4年度の給与収入見込み 119万円以下の場合)

【減免額の計算方法】

○減免される額＝対象保険料額 (A × B / C) × 減免割合 D

A：収入が減少した主たる生計維持者と同一世帯に属する被保険者について算定した保険料額
(この例では、夫の場合は158,000円、妻の場合は40,900円です。)

B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入に係る令和3年の所得額
(この例では、主たる生計維持者である夫の給与所得額の102万円です。)

C：世帯の主たる生計維持者及び被保険者全員の令和3年の所得額の合計額
(この例では、夫と妻の所得の合計額で、182万円です。)

D：主たる生計維持者の令和3年の所得の合計額に応じた減免割合
(この例では、10分の10となります。)

主たる生計維持者の 令和3年の所得の合計額	減免割合
300万円以下の場合	10分の10
400万円以下の場合	10分の8
550万円以下の場合	10分の6
750万円以下の場合	10分の4
1,000万円以下の場合	10分の2

○所得等の状況

	令和4年度の保険料額	令和3年の所得
夫	158,000円【A】	給与所得 102万円【B】 (給与収入170万円に相当) 年金所得 70万円 (年金収入180万円に相当)
妻	40,900円【A】	年金所得 10万円 (年金収入120万円に相当)
		夫と妻の所得の合計額 182万円【C】

○保険料の減免額の計算

	A	B	C	D(※)	減免の額
夫	15万8千円	× 102万円	/ 182万円	× 10分の10	= 約8万8千円
妻	4万9百円	× 102万円	/ 182万円	× 10分の10	= 約2万2千円

※令和3年の夫の所得の合計額が300万円以下のため、減免割合は10分の10となります。

後期高齢者医療保険料減免額の計算例 2

【世帯例】

50歳の子と75歳以上の父母の3人世帯で、主たる生計維持者の息子の給与収入が10分の3以上減少見込みの場合

(令和3年度の給与収入 600万円 → 令和4年度の給与収入見込み 420万円以下の場合)

【減免額の計算方法】

○減免される額＝対象保険料額 (A × B / C) × 減免割合 D

A：収入が減少した主たる生計維持者と同一世帯に属する被保険者について算定した保険料額
(この例では、父7万円、母5万円です。)

B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入に係る令和3年の所得額
(この例では、主たる生計維持者である子の給与所得額の436万円です。)

C：世帯の主たる生計維持者及び被保険者全員の令和3年の所得額の合計額
(この例では、子と父と母の所得の合計額で、506万円です。)

D：主たる生計維持者の令和3年の所得の合計額に応じた減免割合
(この例では、10分の6となります。)

主たる生計維持者の 令和3年の所得の合計額	減免割合
300万円以下の場合	10分の10
400万円以下の場合	10分の8
550万円以下の場合	10分の6
750万円以下の場合	10分の4
1,000万円以下の場合	10分の2

○所得等の状況

	令和4年度の保険料額	令和3年の所得
子		給与所得 436万円【B】 (給与収入600万円に相当)
父	7万円【A】	年金所得 60万円 (年金収入180万円に相当)
母	5万円【A】	年金所得 10万円 (年金収入130万円に相当)
		子と父と母の所得の合計額 506万円【C】

○保険料の減免額の計算

	A		B		C		D(※)	減免の額
夫	7万円	×	436万円	/	506万円	×	10分の6	= 約3万6千円
妻	5万円	×	436万円	/	506万円	×	10分の6	= 約2万6千円

※令和3年の息子の所得の合計額が400万円を超え550万円以下のため、減免割合は10分の6となります。